

# JIS

## システム及びソフトウェア製品の品質要求 及び評価（SQuaRE）－ 品質要求の枠組み

JIS X 25030 : 2021

(ISO/IEC 25030 : 2019)

(JSA)

令和 3 年 11 月 22 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	安 形 輝	亜細亜大学
	石 井 正 悟	独立行政法人情報処理推進機構
	伊 藤 雅 樹	株式会社日立製作所
	菊 川 裕 幸	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	福 田 昭 一	富士通株式会社
	山 口 大 輔	総務省国際戦略局

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 24.3.21 改正：令和 3.11.22

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 3.11.22

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	3
2 引用規格	3
3 用語及び定義	4
4 略語	7
5 適合性	7
6 品質要求事項の概念	7
6.1 一般	7
6.2 品質要求事項の種類	8
6.3 品質要求事項の対象	8
6.4 品質モデル及び品質要求事項の測定量	9
6.5 品質要求事項に関する重要な考慮事項	10
7 品質要求プロセス	12
7.1 一般	12
7.2 品質要求プロセスの概要	12
7.3 品質ニーズの引出し	14
7.4 品質要求事項の定義ステップ	15
8 品質要求事項の利用及び統制	19
8.1 品質要求事項の実装に対する重大な成功要因	19
8.2 品質要求事項の追跡可能性	20
8.3 品質要求事項のテストに対する重大な要因	20
附属書 A (参考) 品質ニーズを引き出すための推奨プロセス	22
附属書 B (参考) 品質ニーズを品質特性にマッピングする事例	28
附属書 C (参考) 品質要求事項の明記例	31
附属書 D (参考) JIS X 0170 (システムライフサイクルプロセス) との関係	32
附属書 E (参考) JIS X 0166 (要求エンジニアリング) との関係	35
附属書 F (参考) 利用時品質要求事項から製品品質要求事項への導出	39
附属書 G (参考) 製品品質特性間の関係の例	40
附属書 H (参考) 品質要求事項のソフトウェアへの展開及び追跡可能性の例	42
附属書 I (参考) 利害関係者-対象マトリクスの例	43
附属書 J (参考) 異なる ICT 製品で求められる品質レベルの例 (決定表様式の使用)	45
附属書 K (参考) IT サービス品質要求事項	48
参考文献	49
解 説	50

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 25030:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価 (SQuaRE) — 品質要求の枠組み

## Systems and software engineering—Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE)—Quality requirements framework

### 序文

この規格は、2019年に第2版として発行された **ISO/IEC 25030** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

品質要求事項をシステム、ソフトウェア及びデータ要求事項の一部として識別し、明記することが大切である。なぜならば、品質要求事項の適切なバランスを見つけることは、十分に明記した機能要求事項に加えて、利害関係者の目的を満たすための重大な成功要因となるからである。品質要求事項は、次に示す活動のために必要である。

- **システムの明記** 契約上の合意及び入札の要請を含む。
- **プロジェクトの計画** 実現可能性分析を含む。
- **システムの開発** アーキテクチャドライバー又は開発中における潜在的な品質問題の識別を含む。
- **システムの評価** 品質の客観的総合評価及び認証を含む。

この規格は、品質要求事項の定義、使用及び統制に焦点を当てている。品質要求事項が明確に定義されていない場合は、関連する利害関係者によって異なる方法で表示、解釈、実装及び評価を行うことが可能である。これによって、利用者の期待に合わず品質の低いシステムとなり、システムの作り直しのために、期間及び費用超過をもたらす可能性がある。したがって、システムに対する品質要求事項は、開発又は取得への重要な入力を提供するために、開発プロセス又は取得プロセスのできるだけ早い段階で、明記する必要がある。

この規格は、要求事項及び推奨事項を提供することによって、品質要求事項の品質を向上させるために使用することが可能である。さらに、品質要求事項を定義し、利用するために使用するステップの手引を提供する。

**JIS X 2501n (ISO/IEC 2501n)** 品質モデル部門で定義された品質モデルを使用することによって、品質要求事項は、品質特性及び品質副特性に分類することが可能である。**JIS X 2502n (ISO/IEC 2502n)** 品質測定部門で定義されたこれらの品質特性及び品質副特性の測定量を使用して、品質要求事項を明記し、対象システム又はデータの品質を評価することが可能である。**JIS X 25030:2012 (ISO/IEC 25030:2007)** が発行された後、これらのモデル及び測定量を定義する幾つかの **JIS** (国際規格) が発行されており、したがって、**JIS X 25030:2012 (ISO/IEC 25030:2007)** はこれらの規格と整合性がとれなくなっている。